

山 水 第 2 6 4 号
令和 5 年 1 月 3 1 日

山県市水道事業管理者
山県市長 林 宏 優 様

山県市水道事業審議会
会 長 田 上 隆

水道料金の改定について（答申）

令和 3 年 1 2 月 1 6 日付け山水第 2 1 5 号で諮問のありました表題の件について、慎重に審議をした結果、下記のとおり結論を得ましたので答申します。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

答申事項

水道事業の料金改定については、平成 2 1 年 4 月 1 日の改定後、1 3 年間その料金水準を維持してきました。しかし、今後、人口減少に伴う給水量の減少により、料金収入の減少が見込まれる中、市民生活に欠かせない水道水の安定供給、災害時におけるライフラインの確保のためには、施設の更新や耐震化事業に多額の事業費が必要であることを認識しました。

そうしたことを鑑み、料金の改定については、やむを得ないとの結論に達し改定するよう答申します。

（1）料金改定の時期について

経営状況から判断すると、早急に料金改定する必要があるものと考えられ、基本的には令和 5 年度改定が望ましいものと考えます。ただし、現在の物価高騰における経済状況、コロナ禍等の社会情勢等の考慮も必要であり、総合的な視点から、速やかに議会承認等の手続きや周知期間を勘案し、適正な時期に料金を改定すべきものと結論しました。

（2）料金の改定率について

このたびの諮問による審議会での説明では、経営戦略を基にした将来像の実現に向けた具体的な施策を示されており、当面は最大で 3 0 % の増額改定について、やむを得ないと結論しました。

（3）料金体系について

現行の料金体系において、格段の不合理性が見受けられような点はなく、水道使用者の混乱を生じさないためにも、現行どおりの料金体系を維持することが妥当であるものと結論しました。

付帯意見

(1) 水道料金の改定について

- ア 水道料金改定の実施については、十分に使用者等への周知徹底を図り、理解を求めること。
- イ 今後の水道料金改定については、経営戦略等の計画や社会情勢、水需要の動向に応じて、適切な料金水準となるよう適切な時期に検討を行うこと。



☒ 山県市水道事業審議会長より市長へ答申